三十五条の三の三第三項に」を「附則第三十五条の三の四第三項に」に、「附則第三十五条の三の三第三項第一号」を「附則第三十五条の三の四第三項第一号」に、「附則第三十五条の三の三第一項」を「附則第三十五条の三の四第一項」に改め、同条第四項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「附則第三十五条の三の二第四項」を「、非課税口座内上場株式等」に「附則第三十五条の三の三第六項」を「、法附則第三十五条の三の四第一項に規定する未成年者口座内上場株式等（以下この項において「未成年者口座内上場株式等」という。）」に、「非課税口座内上場株式等」に「未成年者口座内上場株式等」に改め、同条第五項中「前条第三項」を「前条第四項」に「附則第三十五条の三の四第八項第一号」に「附則第三十五条の三の三第六項」を「、法附則第三十五条の三の四第一項に規定する未成年者口座内上場株式等（以下この項において「未成年者口座内上場株式等」という。）」に「非課税口座内上場株式等」を「非課税口座内上場株式等以外」に「場合には、当該」を「当該非課税口座内上場株式等の」に、「場合には、同条第八項第一号から第三号までの規定による」を「同条第八項第一号から第三号までの規定による未成年者口座内上場株式等の」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第十八条の六の四　法附則第三十五条の三の六第一項に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する事業所得、譲渡所得及び雑所得（次項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等」という。）の基因となる特定暗号資産の譲渡（租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産の同項に規定する譲渡をいう。以下この項及び第四項において同じ。）による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該特定暗号資産の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ、当該各号に定める所得の金額から控除する。

一　当該特定暗号資産の譲渡による事業所得の金額の計算上生じた損失の金額　当該特定暗号資産の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額

二　当該特定暗号資産の譲渡による譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額　当該特定暗号資産の譲渡による譲渡所得の金額

三　当該特定暗号資産の譲渡による雑所得の金額の計算上生じた損失の金額　当該特定暗号資産の譲渡による事業所得の金額及び譲渡所得の金額

2　前年中において特定暗号資産に係る譲渡所得等を有する法第二十四条第一項第一号の者が、法第四十五条の二第一項に規定する申告書を提出する場合には、総務省令で定めるところにより、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。

3　法附則第三十五条の三の六第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第四十五条の二第一項第一号	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
第七条の二の二第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十五条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（以下この節において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）
第七条の三の五第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号	山林所得金額	山林所得金額並びに特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
第七条の九第一項第二号ホ	総所得金額	総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
第七条の十一第一項及び第三項	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額

4　法附則第三十五条の三の六第四項に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する事業所得、譲渡所得及び雑所得（次項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等」という。）の基因となる特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該特定暗号資産の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ、当該各号に定める所得の金額から控除する。

一　当該特定暗号資産の譲渡による事業所得の金額の計算上生じた損失の金額　当該特定暗号資産の譲渡による譲渡所得の金額及び雑所得の金額

二　当該特定暗号資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額　当該特定暗号資産の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額

三　当該特定暗号資産の譲渡による雑所得の金額の計算上生じた損失の金額　当該特定暗号資産の譲渡による事業所得の金額及び譲渡所得の金額

5　前年中において特定暗号資産に係る譲渡所得等を有する法第二百九十四条第一項第一号の者が、法第三百十七条の二第一項に規定する申告書を提出する場合には、総務省令で定めるところにより、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。

6　法附則第三十五条の三の六第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第三百十五条	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（第三百十七条及び第三百十七条の二第一項第一号において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）
法第三百十五条第一号	山林所得金額	山林所得金額若しくは租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
法第三百十七条及び第三百十七条の二第一項第一号	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
第四十六条の二の二第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（以下この節において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）
第四十六条第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号	山林所得金額	山林所得金額並びに特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額